

府営公園における無人航空機の飛行の取扱いについて

航空法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 67 号（平成 27 年 12 月 10 日施行））により、無人航空機の飛行に関する基本的なルールが定められたことから、府営公園における無人航空機の飛行の取扱いを以下のとおりとする。

府営公園における「無人航空機」の定義

人が乗ることができない飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船であって、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるもの。いわゆるドローン（マルチコプター）、ラジコン機、農薬散布用ヘリコプター等が該当する。

航空法上の「無人航空機」は、重量（機体本来の重量とバッテリーの重量の合計）**200g**未満のものについては、「無人航空機」に該当しないとされているが、府営公園においては重量の制限はしないこととする。

1. 府営公園における無人航空機の飛行に対する規制

無人航空機を許可なく飛行させることについては、原則禁止とする。

無人航空機が許可なく飛行している状況を園内巡視時に発見した際は、指導によりすみやかに中止させること。

理由

無人航空機は落下した場合に他の来園者や場所によっては近隣住民へ危害を及ぼす可能性が高く、また他の来園者に不安を与えるため。

【根拠規定】

大阪府都市公園条例第 5 条第 8 号

都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。

（中略）

八 他の来園者又は近隣住民に著しく迷惑を及ぼすおそれのある行為をすること。

※捜索、救助のための特例について

国、地方公共団体又はこれらの依頼を受けた者が、事故・災害に際し、捜索、救助のために無人航空機を飛行させる場合は、航空法第 132 条（飛行の禁止空域）及び第 132 条の 2（飛行の方法）の規定が適用されないことから、府営公園においてもこれに該当する場合は、無許可であっても特例的に認める。

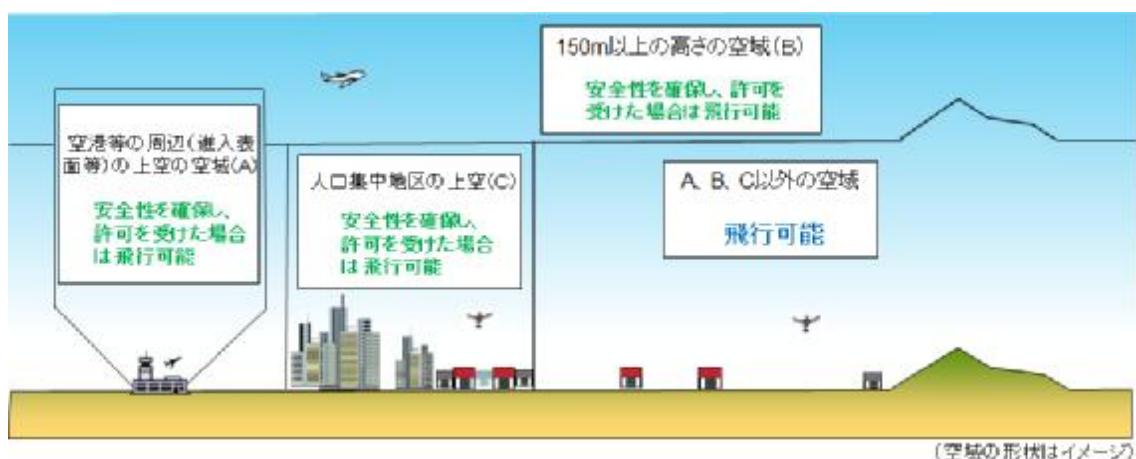
2. 無人航空機の飛行を許可する場合の審査・確認事項

他の来園者の立ち入りを防ぐことができる場合において、無人航空機の使用については、許可により認めることができる。

無人航空機の飛行を希望する者が、法令を遵守した上で他の来園者及び近隣住民の安全を十分に確保することを誓約し、飛行区域の設定にあたっては他の来園者及び近隣住民を回避する策が十分に講じられていると公園管理者が判断できるときは、公園管理者は無人航空機の飛行を許可することができる。審査・確認すべき事項は以下のとおり。

(1) 法令遵守

ア. 航空法による許可が必要な区域を飛行させる場合は、航空法の手続きを完了しているかどうか。航空法による許可が必要な区域については、下図参照。



※ 空港等の周辺に設定されている進入表面等の大まかな位置及び人口集中地区に該当するかどうかは、航空局に問合せるか、「地理院地図（以下の URL をコピー）」においても確認可能。

(<http://maps.gsi.go.jp/#8/35.561926/140.337103/&base=std&ls=std%7Cdi d2015%7Ckokuarea&blend=0&di sp=111&l cd=kokuarea&vs=c1j 0l 0u0t0z0r0f0&d=1>)



右の QR コードを読み込むと、スマートフォンから確認可能です。

※ 同一公園内においても場所により航空法による手続きが必要であるか否か異なるため、航空法による手続きが必要な区域に該当するかどうかを確認すること。

イ. 航空法による許可が不要な区域で飛行させる場合、又は重量 **200g** 未満のものを飛行させる場合は、以下の条件（航空法第 **132** 条の 2 参照）が守られているか。

- (ア) 日中において飛行させること
- (イ) 無人航空機及びその周囲を目視により常時監視すること
- (ウ) 人または物件との間に **30m** の距離を保って飛行させること
- (エ) 多数の者の集合する催しが行われている場所の上空で飛行させないこと
- (オ) 火薬類、高圧ガス、引火性液体、凶器などの危険物を輸送しないこと
- (カ) 機体から物件を投下しないこと

ウ. 飛行を希望する場所に応じ、考慮すべき法令や規則が遵守されているかどうか。

例) 電波を利用して無人航空機を飛行させる場合、電波法を遵守すること

(2) 飛行計画と区域設定

ア. 許可対象かどうか。

(ア) 発着点がどこであるかを問わず、府営公園内を飛行経路に含む場合、許可が必要。

イ. 管理上支障ないか。

(ア) 飛行を希望する場所の特性、環境、立地条件や周辺住民との関係を考慮すること

(イ) 公園内外の施設や近隣の住居から十分に離隔をとること

ウ. 安全計画、中止基準を設定しているか。

(ア) 気象（仕様上設定された飛行可能な風速等）、機体の状況及び飛行経路等を考慮した計画、緊急連絡体制を設けること

(イ) 飛行させる機種や仕様上設定された飛行可能な風速以上の風や突風が発生するなど、無人航空機を安全に飛行させることができなくなるような事態が発生した場合には即時に飛行を中止するなど、中止基準を設けること

エ. 飛行区域への他の来園者の立ち入りを制限する方策が十分に取られているか。

(方策例)

(ア) 池や既存有柵施設（球技広場等）など、他の来園者が立ち入らない区域の上空を飛行させる

(イ) フェンス等の設置により、他の来園者が誤って飛行区域へ進入しない策を講じる

(3) 申請者責任

当該行為により公園施設や第三者などに対し損害を与えた場合は、申請者の責による旨了承し、誓約したか。（誓約書確認）

3. 許可の種類

前述の安全確保がなされることが確認できるときのみ、無人航空機の飛行に係る許

可をすることができる。安全確保の態様に応じ、以下のとおり都市公園法又は大阪府都市公園条例に基づく許可手続きを行うよう指導すること。

(1) 他の来園者の公園利用を制限することなく安全確保ができるとき（例：水上を飛行）

許可手法：行為許可

- ・大阪府都市公園条例第4条第3号（競技会、イベント等の催しの許可）
- ・大阪府都市公園条例第4条第2号（ロケーション、業としての撮影許可）

(2) 他の来園者の公園利用を制限する必要があるとき

ア 利用料金対象施設を使用する場合（例：球技広場等を飛行）

許可手法：行為許可

- ・大阪府都市公園条例第4条第4号（別表第1に掲げる公園施設利用）

イ フェンス等の構造物を設置し、飛行区域を区切る場合（例：広場を飛行）

許可手法：占用許可

- ・都市公園法第6条（第7条第6号 一時的な催しに伴う仮設工作物）

※占用範囲→フェンス等で囲まれた区域全体

☞ (2) の場合でも、飛行ルートが (1) を含む場合は、条例第4条第2号又は第3号の許可も併せて行う。

【根拠法令（抜粋）】 航空法（昭和二十七年七月十五日法律第二百三十一号）

第百三十二条（飛行の禁止空域）

何人も、次に掲げる空域においては、無人航空機を飛行させてはならない。ただし、国土交通大臣がその飛行により航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

- 一 無人航空機の飛行により航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがあるものとして国土交通省令で定める空域
- 二 前号に掲げる空域以外の空域であつて、国土交通省令で定める人又は家屋の密集している地域の上空

第百三十二条の二（飛行の方法）

無人航空機を飛行させる者は、次に掲げる方法によりこれを飛行させなければならない。ただし、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、次の各号に掲げる方法のいずれかによらずに飛行させることが航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがないことについて国土交通大臣の承認を受けたときは、その承認を受けたところに従い、これを飛行させることができる。

- 一 日出から日没までの間において飛行させること。
- 二 当該無人航空機及びその周囲の状況を目視により常時監視して飛行させること。
- 三 当該無人航空機と地上又は水上の人又は物件との間に国土交通省令で定める距離を保つて飛行させること。
- 四 祭礼、縁日、展示会その他の多数の者の集合する催しが行われている場所の上空以外の空域において飛行させること。
- 五 当該無人航空機により爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件で国土交通省令で定めるものを輸送しないこと。
- 六 地上又は水上の人又は物件に危害を与え、又は損傷を及ぼすおそれがないものとして国土交通省令で定める場合を除き、当該無人航空機から物件を投下しないこと。

第百三十二条の三（搜索、救助等の特例）

前二条の規定は、都道府県警察その他の国土交通省令で定める者が航空機の事故その他の事故に際し搜索、救助その他の緊急性があるものとして国土交通省令で定める目的のために行う無人航空機の飛行については、適用しない。